

栃木県光化学スモッグ対策要綱

栃木県環境森林部

栃木県光化学スモッグ対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、光化学スモッグ対策を適切に実施することを目的とする。

(県等の責務)

第2 県、市町、事業者及び県民は、適切な役割分担の下に相互に協力し、この要綱に基づき光化学スモッグ対策の適切な実施に努めるものとする。

(対象期間)

第3 この要綱の対象期間は、毎年4月1日から9月30日までとし、土曜日、日曜日及び祝日を含む毎日とする。

(対象地域)

第4 この要綱の対象地域は、次の地域とする。

県中央部地域 (2市2町)

宇都宮市、鹿沼市、芳賀町、高根沢町

県南部地域 (3市3町)

栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町

県南西部地域 (2市)

足利市、佐野市

県南東部地域 (1市1町)

真岡市、益子町

県北東部地域 (4市2町)

大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町

県北西部地域 (1市)

日光市

県東部地域 (1市3町)

那須烏山市、茂木町、市貝町、那珂川町

計 14市11町

(光化学スモッグ発生状況の把握)

第5 県環境保全課は、光化学スモッグ発生状況を、大気汚染防止法施行規則第18条の規定に基づき測定した大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値(以下「オキシダント測定値」という。)により把握する。

2 光化学オキシダント濃度の測定場所(以下「測定点」という。)は別記1のとおりとする。

(情報の収集)

第6 県環境保全課は、オキシダント測定値、気象状況、大気汚染予測及び近隣都県における光化学スモッグ発生状況等の情報を、大気環境情報システム及び宇都宮地方気象台等から収集する。

(準備情報)

第7 県環境保全課は、気象状況等により光化学オキシダント濃度が相当程度高まることが予測される場合には、光化学スモッグ準備情報(以下「準備情報」という。)を作成し、別記2に基づき通報する。

なお、気象条件等からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるときには、準備情報を解除する。

(光化学スモッグ緊急時の区分並びに発令及び解除の基準)

第8 光化学スモッグ緊急時の区分は、注意報、警報及び重大緊急報の3種とする。

- 2 光化学スモッグ緊急時の発令(以下「緊急時の発令」という。)及び解除の基準は、別記3のとおりとする。

(緊急時の発令及び解除)

第9 県環境保全課は、オキシダント測定値等が緊急時の発令基準に達した時は、原則として第4に定める地域ごとに緊急時の発令をする。解除の場合も同様とする。

- 2 緊急時の発令及び解除の決定は、県環境森林部長が行う。

(緊急時の連絡系統及び措置)

第10 県環境保全課は、緊急時の発令等を行った時は、別記4の連絡系統により事業者、県民等に速やかに伝達し、別記5に掲げた措置(以下「緊急時の措置」という。)を実施する。

- 2 県民、事業者等は、緊急時の発令が発せられた場合には、速やかに緊急時の措置に基づく対策を実施する。特に、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)排出施設を設置若しくは使用している事業者等は、緊急時の発令が発せられた場合は、燃料の使用又はVOCの排出を抑制するよう努めなければならない。

(緊急時協力工場等の措置)

第11 ばい煙発生施設(予備、休止施設を除く。)を定格出力で使用した場合の原料及び燃料使用量の合計が、事業場単位で重油の量に換算して原則として1時間当たり2000ℓ以上の工場・事業場(以下「緊急時協力工場等」という。)及び大気汚染防止法第17条の5及び第17条の6に基づき届出がなされたVOC排出施設を有する工場・事業場(以下「緊急時VOC協力工場等」という。)は、緊急時の措置について、あらかじめ実施計画書の提出を行うとともに、準備情報及び緊急時の発令等の情報を収集するものとする。

- 2 準備情報が通報された場合には、光化学オキシダント濃度が相当程度高まることが予測される地域内の緊急時協力工場等及び緊急時VOC協力工場等は、緊急時の発令に際し、別記5の緊急時の措置に基づく対策が速やかに実行できるよう準備を整えるものとする。
- 3 緊急時の発令が発せられた場合には、発令地域内の緊急時協力工場等及び緊急時VOC協力工場等は、別記5の緊急時の措置に基づく対策を速やかに実行するものとする。

(被害届の受理及び通報等)

第12 市町は、光化学スモッグによる被害の未然防止を図るため県と連携し、住民への周知を徹底するものとする。

- 2 市町は、光化学スモッグによると思われる被害が発生した場合は、別記様式1～3により被害届を受理し、ただちに県環境保全課に通報する。
- 3 前項の届出を受けた市町は、必要に応じ調査を実施し前記受理書に必要事項を追記し、すみやかに県環境保全課に報告する。
- 4 前項の報告を受けた県環境保全課は、被害の状況等を取りまとめ、原則として報道機関への情報提供等により公表する。

(関係機関への協力要請)

第13 県環境保全課は、緊急時の措置等を適切に実施するため、関係機関と連絡を緊密にし、必要に応じて協力を要請する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月18日から実施する。
- 2 栃木県光化学スモッグ暫定対策要綱（昭和47年5月12日）及び栃木県光化学スモッグ対策実施要領（昭和47年6月15日）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
（令和6年（2024）年3月21日一部改正）

(別記1)

光化学オキシダント測定点一覧

地域	市町	測定点
県中央部地域	宇都宮市	宇都宮市中央生涯学習センター 雀宮中学校 県保健環境センター 県農業大学校
	鹿沼市	鹿沼市役所
県南部地域	栃木市	栃木市役所 栃木市藤岡公民館
	小山市	小山市大谷中学校
	下野市	下野市役所南河内庁舎
	上三川町	上三川町役場
	野木町	野木町役場
県南西部地域	足利市	足利市役所
	佐野市	県安蘇庁舎
県南東部地域	真岡市	真岡市役所
県北東部地域	矢板市	矢板市役所
	那須塩原市	那須塩原市黒磯保健センター
県北西部地域	日光市	日光市役所藤原行政センター 今市小学校
県東部地域	那須烏山市	県南那須庁舎

(別記2)

光化学スモッグ通報要領

	通報先	通報手段	通報要件
準備情報	対象 25 市町 緊急時協力工場等 緊急時 VOC 協力工場等	メール	気象状況等によりオキシダント濃度が相当程度高まることが予測されるとき

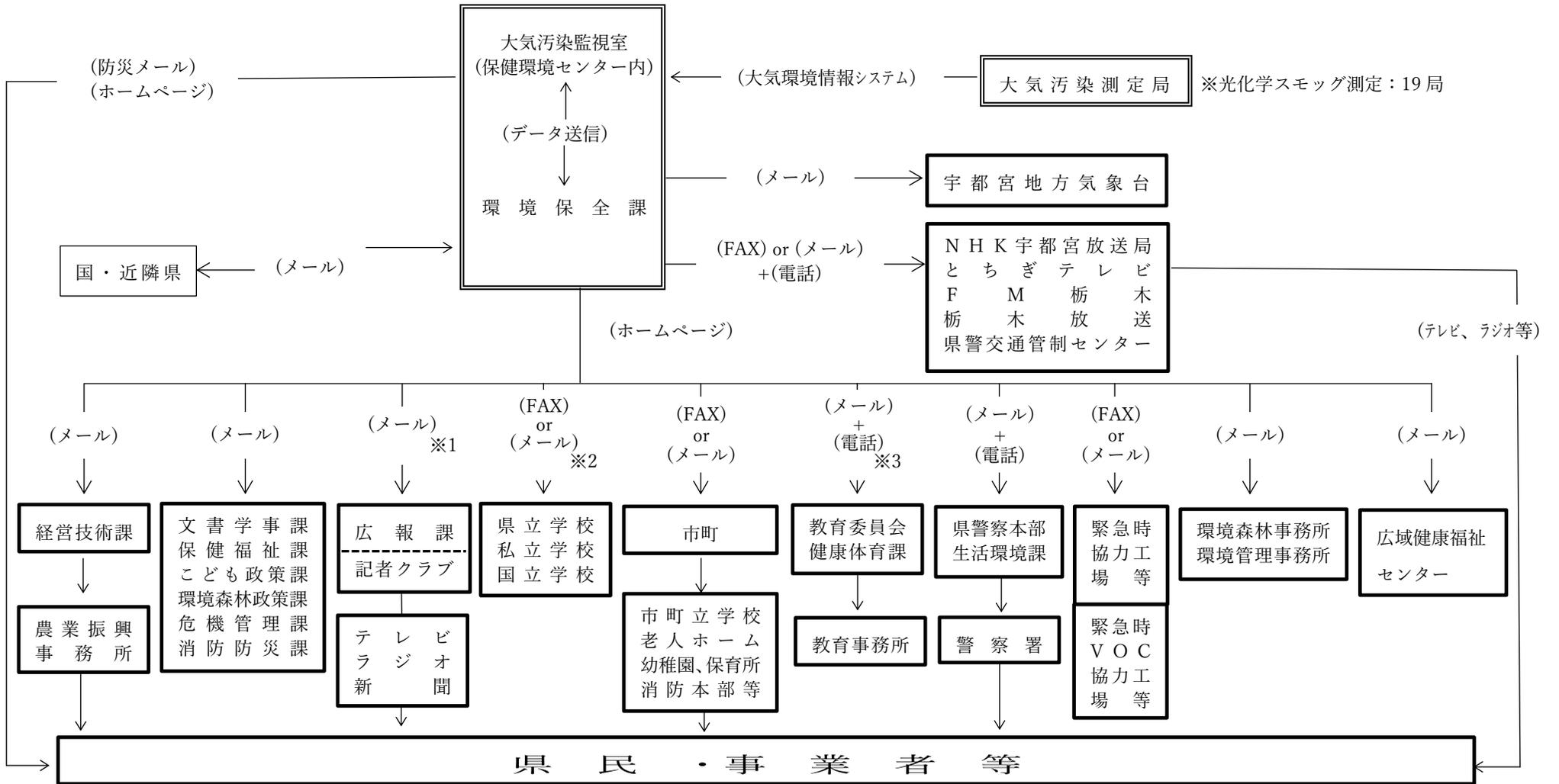
(別記3)

光化学スモッグ緊急時の発令及び解除の基準

区分	発令の基準	解除の基準
注意報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.12ppm未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
警報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.24ppm未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.4ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.4ppm未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

(別記4)

◇光化学スモッグ緊急時における連絡系統図



()内は、連絡方法

※1 土曜、日曜及び祝日は FAX の送付により通報

※2 国立学校の一部は電話による通報。ただし、土曜、日曜及び祝日は行わない。

※3 電話による通報は、土曜、日曜及び祝日は行わない。

(別記5)

緊急時の措置

1 県民に対する措置

県環境保全課は、県民に対し下記のとおり実施するよう周知する。

- (1) 目、のどなどに刺激を感じた場合、ただちに洗眼、うがいなどを行うとともに、市役所または町役場に連絡すること。
- (2) ぜんそく、呼吸器疾患、特異体質を有する者は、外出しないようにすること。
- (3) 学校、幼稚園、保育所等では、状況に応じ屋外運動を中止すること。
- (4) 一般にあってもなるべく屋外に出ないようにすること。
- (5) 不要不急の車の使用をさし控えること。
- (6) 植物の異常を認めた者は、市役所または町役場に連絡すること。
- (7) 屋外燃焼を中止すること。

2 事業者等に対する措置

(1) 注意報時

全ての事業者等に対して、給油作業及び塗装作業などにつき自主規制するよう協力を要請する。自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用する者に対しては、発令地域内の自動車等の通行の自主規制を求める。

緊急時協力工場等に対しては、燃料使用量を通常使用量の20%程度の削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとるよう要請する。また緊急時VOC協力工場等に対しては、あらかじめ作成した計画に基づきVOCの排出量を減少させる対策の実施を要請する。

(2) 警報時

全ての事業者等に対して、給油作業及び塗装作業などにつき自主規制するよう強く要請する。自動車等を使用する者に対して、発令地域内の自動車等の通行の自主規制を強く求める。

緊急時協力工場等に対しては、燃料使用量を通常使用量の30%程度の削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとるよう強く要請する。また緊急時VOC協力工場等に対しては、あらかじめ作成した計画に基づきVOCの排出量を減少させる対策の実施を行うよう強く要請する。

(3) 重大緊急報時

全ての事業者等に対して警報時の措置を更に強く要請するとともに、下記の措置を行う。

ア緊急時協力工場等に対して、燃料使用量を通常使用量の40%程度の削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令する。

イ緊急時VOC協力工場等に対して、VOC濃度の減少、VOC排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるよう命令する。

ウ発令地域内で自動車等を使用する者に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを公安委員会に要請する。

別記様式1

光化学スモッグ被害届受理書

(人体被害・・・一般用)

年 月 日

受理日時	月 日 時 分	受理者					
届出者	住所 (TEL)						
	氏名 (団体名)						
	職業						
被害を受けた場所	市町 丁目 番 号						
被害を受けた日時	年 月 日 時 分						
被害者	個人	氏名	(男・女)	年齢	歳	職業	
	集団	名称		人員	男	人	
					女	人	
計	人						
被害時の状況							
症 状	1 目がチカチカした。目が痛かった。涙が出た。 名						
	2 のどが痛かった。 名						
	3 せきが出た。 名						
	4 息苦しかった。 名						
	5 めまいがした。 名						
	6 その他 (具体的に記載 :) 名						
処 理	1 医師の診察の有・無 病院名 (TEL)						
	2 その他						
備 考							

別記様式2

光化学スモッグ被害届受理書

(人体被害・・・学校用)

年 月 日

受理日時	月 日 時 分	受理者			
学 校 名	所在地 縣市町立 学校 (TEL)				
発 信 者			校長名		
被害を受けた日時	年 月 日 時 分				
被 害 者	児 童 生 徒 学 生 の 数	学 年 組	男 子	女 子	計
			名	名	名
			名	名	名
			名	名	名
	計	名	名	名	
上 記 以 外	人 (男 人、女 人)				
被害の主な発生場所	教 室 運 動 場 等				
症 状	1 目がチカチカした。目が痛かった。涙が出た。 2 のどが痛かった。 3 せきが出た。 4 息苦しかった。 5 めまいがした。 6 その他 (具体的に記載 :)				名 名 名 名 名 名
教育委員会及び学校のとった措置など特記事項	1 医師の診察の有・無 病院名 (TEL) 2 その他				

別記様式3

光化学スモッグ被害届受理書

(植物被害)

年 月 日

受理日時	月 日 時 分	受理者	
届出者	住所 TEL) 氏名 (団体名) 職業		
被害発生場所	市町 丁目 番号		
被害発生日時	年 月 日 時 分		
被害を受けた植物	名称	数量	
被害の状況			
被害発生場所の付近状況図 (道路、地形、建築物等)			